

平成30年度 ブロックチェーン技術を活用した再エネCO2削減価値創出モデル事業 公募要領

平成30年1月
環境省地球環境局

環境省は、平成30年度から、これまで十分に評価又は活用されていなかった自家消費される再エネのCO2削減に係る環境価値を創出し、当該価値を低コストかつ自由に取り引できるシステムを、ブロックチェーン技術を用いて構築し実証する事業を実施します。

つきましては、下記の要領により、本事業の実施主体を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

なお、本事業の実施については、平成30年度予算の成立を前提としています。

※ 本公募要領に記載のとおり、審査にあたり3年度分の計画を提出いただきますが、複数年度にわたっての事業の実施を保証するものではなく、単年度毎の委託契約であることや事業の進捗・予算措置の状況等により単年度で事業が終了となることもあり得ることに留意ください。また、本事業は環境省の委託事業であり、開催いただく実用化推進協議会(検討会等)における議論や各種関係者との調整等を踏まえ、環境省の求めに応じて実証等事業の実施内容を変更いただく必要があることに留意ください。

目次

1. 本事業の目的と性格
2. 本事業の対象、実施期間等
3. 本事業の応募要件及び実施体制
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び手続
7. その他

1.本事業の目的と性格

温室効果ガス排出量の削減目標達成のためには、既存の再エネ設備や未利用の再エネポテンシャルの最大限の活用が重要です。一方、金融業界ではビットコイン等の利用に代表されるブロックチェーン技術が活用されており、この技術の様々な分野への応用が期待されています。

本事業では、これまでCO2削減価値が十分に評価又は活用されていなかった再エネ発電の自家消費に着目し、ブロックチェーン技術の特徴を最大限に活用し、自家消費される再エネのCO2削減価値を創出し低コストかつ自由に取引できるシステムを構築します。さらに、このシステムにより自家消費の再エネCO2削減価値が適切に評価される社会への変革を起こすことで、新規の又は追加的な再エネ活用に取り組むよう国民・事業者・自治体等の行動変容を促し、再エネの最大限の活用を推進します。

これらの取組により、これまで十分に評価されてこなかった再エネCO2削減価値の創出を通じて、環境配慮が国民・需要家により適正に評価される社会を実現します。

また、コミュニティ内外での連携・協調行動の活発化を通じて社会・経済全体の効率性を高めることのできる新規のソーシャル・キャピタルを構築します。モデルの実用化により、地域の再エネ事業の自立を加速化し、全国各地域に賦存する再エネポテンシャル及び導入された再エネ設備等を最大限活用する社会への変革を起こすことで、全国的にCO2削減対策を強化します。

○本委託事業の性質について

本事業は委託事業です。本委託事業は、環境省からの委託を受け、データを収集し、知見を得るもので、その後の社会実装に繋がる事業である必要があります。本事業の目的に合致する事業を環境省の代わりに実施するものであり、環境省の求めに応じて事業を実施し、事業を行うにあたって知り得た知見等は環境省に報告する必要があることに留意してください。また、採択後は委託契約を締結し、当該事業の完了後に環境省に対し報告を行った上で、完了した事業が契約の内容に適合すると認められる場合に金額の支払いを受けるものです。なお、経費については、「5(9)委託業務に計上できる経費について」を参照してください。

○採択に係わる手順について

公募により提案のあった事業を、審査委員会において審査した上で、選定・採択します。

応募に当たり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味を持ちません。採択の陳情等は厳に慎んでください。また、合否通知以前に環境省幹部及び担当者へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

2. 本事業の対象、実施期間等

(1) 本事業の対象について

本事業は、以下の要件を満たす事業を実施する事業者の公募を行います。採択に当たっては、審査委員会においてヒアリング審査等を行います。

① 取引システムの構築

再エネCO2削減価値の取引・決済が広域的に可能なシステムを構築すること。その際には、ブロックチェーン技術の活用を検討すること。

<任意要件>

再エネCO2削減価値の取引を再エネの普及拡大につながるよう最大限に活性化させるための方策を検討し、システムに組み込むこと。

取引価格を安定化させるための方策を複数組合せ検討し、システムに組み込むこと。

② 再エネCO2削減価値の創出

自家消費される再エネ由来の電力を正確に識別・計量し、適切に再エネCO2削減価値を創出できるシステムを検討すること。その際には、①の取引システムと連携すること。

<任意要件>

上記システムを実現し、一般的な一軒家等で使用できる安価な計量機器を開発し、実証すること。その際には、計量法の観点から適切な機器となるように設計すること。

③ 取引量の見える化

再エネCO2削減価値を取引した団体又は個人の取引量を見える化できるシステムを構築すること。

④ 構築したシステムの実証

上記の①～③で構築したシステムを実証し、実証によって得られた知見をシステムに随時反映・改善すること。平成30年度に実施する実証については、構築したシステムの実現可能性を確認するために必要最低限の実証を実施する計画とすること。平成31年度以降に実施する実証については、論理的・定量的に決定した効果的な実証規模を、平成30年度6月中に示す計画とすること。

応募時点において、平成30年度に実施する実証については、当該実証を行おうとする実地でエネルギー供給事業者等必要な者との連携が取れており、当該実証を行うことについて関係者の合意がおおむね得られており、その旨が確認できる書面を提出できること。

平成31年度以降に実施する実証については、この限りではなく、少なくとも候補をある程度絞っており、内々に相談を始めていることが確認できること。ただし、合意が得られているまたはそれに近い状況にある方が望ましく、より具体的かつ詳細に計画を示せる方が、審査において評価が高くなることに留意すること。

⑤ 実用化推進協議会の開催

関係する民間団体(エネルギー供給事業者・再エネCO2削減価値の購入に意欲的な団体・既存の環境価値取引制度の関係団体等)・省庁・自治体等に幅広く参加を募った上で、本事業での実施状況を共有・既存の法制度・システム・政策等との調整等を検討する実用化推進協議会を開催すること。

平成30年度は、特にシステムの実現可能性と既存の法制度・システムとの調整を議題とし、少なくとも6月中及び8月中に1回ずつ開催し、その後速やかに結果をとりまとめ環境省担当官に報告する計画とすること。

⑥ ビジネスモデル構築

構築した再エネCO2削減価値の取引システムが広く普及展開し、更なる再エネの導入につながるモデルとするため、本事業の成果を生かしたビジネスモデルを構築し、事業計画書としてまとめる計画とすること。応募時点では、事前に大まかな事業化計画を示すこと。

(2) 予算額について

平成30年度は、1事業当たりの事業費について2～3億円程度を上限とし、外部有識者から成る審査委員会を経て採択します(1～2件程度の採択を想定)。平成31年度以降の各年度については、当該年度の予算の範囲内で上限を設けますが、応募の際には、平成30年度の事業費の上限額にかかわらず、事業の実施に当たり必要な金額を記載することとし、かつ、平成31年度以降の各年度の間でなるべく平準化を図ってください。いくつかのシナリオが想定される場合は、それぞれで想定される必要な金額を記載してください。

(3) 事業実施期間等について

原則として3年度以内(平成32年度末まで)に大規模実証まで実施することとし、経過が良好かつ継続して実施することが望ましいと判断される場合は、最大5年度まで実施可能とします。応募時点では、3年度の計画としてください。

複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の事業の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。また、外部有識者(審査委員会の外部有識者、(1)⑤に記載した実用化推進協議会の外部有識者とは異なります)も交えた内部検討会を実施して、事業の進捗管理や環境省への定期報告を年に3回程度実施していただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に外部有識者(実施者の内部検討会の外部有識者とは異なります)から構成される評価委員会による中間評価を行うこととし、次年度の事業計画と併せて事業継続実施の可否について審査します。

なお、各年度における本事業の予算措置がなされることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、毎年度中間評価等の審査を行い、事業の継続により期待される成果が認められない場合においては、計画の見直しや事業の中止を指示することがありますので予めご了承ください。

3. 本事業の応募要件及び実施体制

(1) 応募できる事業者の要件

本事業に応募できる者は、下記に該当する者とします。

- ア 民間企業
- イ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ウ 大学
- エ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- カ 法律により直接設立された法人
- キ その他環境大臣が適当と認める者

なお、上記の者において実際に事業を実施する方については、5%以上のエフォートを必須とし、他の実施・提案中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意ください。

また、事業に参画する方は、あらかじめ次の各事項について所属機関等の承認を得てください。

- ・ 事業の実施を所属機関等の業務(公務)として行うこと。(独立行政法人に属する参画者に係る承認については、この限りではない。)
- ・ 所属機関等の経理担当部局が事業費の管理等を行うこと。

(2) 事業の実施体制について

本事業は、複数の事業者等から構成されるコンソーシアムによる共同事業、又は単独の事業者等による事業のいずれの形態で行うことも可能です。ただし、複数の事業者等を実施体制に含めようとする場合には、当該事業者等は事業の実施に当たり必要不可欠な者に限るものとします。

応募する際には、まず提案事業の代表者を決める必要があります(単独の事業者等による事業の場合を除く)。代表者は、応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たり総合的な責任を有します。代表者は、事業が採択された後は、円滑な事業の推進と目標達成のために、他の応募者を代表して技術開発推進に係る取りまとめを行うとともに、応募者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、技術開発の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

なお、事業の実施体制は、中間評価における指摘事項への対応や組織変更等のやむを得ない事情等のため環境省が承認した場合を除き、事業開始当初に登録されていない事業者等を途中で追加する等の変更はできません。

4. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れとスケジュールは、おおむね以下のとおりとすることを予定しています。

1. 本要領による公募(平成30年1月19日～2月20日)



2. 書面による事前審査(～平成30年2月下旬)



3. 審査委員会によるヒアリング審査(平成30年2月下旬～3月上旬)

※ 現在のところ3月1日に霞ヶ関近辺で実施することを予定していますが、予告なく変更する可能性がありますので、上記の期間はなるべく予定を入れないようにしてください。



4. 採択課題の決定(平成30年3月中旬頃)

○書面による事前審査について

応募課題については、提出書類に不備がないか、本事業の要件を満たしているかのほか、行政的観点からの評価等について書面による事前審査を行った上で、審査委員会によるヒアリング審査にかける応募課題を選定します。事前審査の結果は、平成30年2月28日(水)までに代表者に対して通知します。

この過程で、環境省から提案内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

○ヒアリング審査について

審査委員会でヒアリングを行います。その際には様式【概要資料】ブロックチェーン技術を活用した再エネCO2削減価値創出モデル事業」として提出いただいた資料で説明いただきます。なお、ヒアリングの詳細な日時や場所等については、書面審査を通過した事業者の方にのみ通知します。

また、審査委員会では、ヒアリングを行った上で以下の観点から採否等について審査します。a)～g)は10点満点とし、問題ない水準(採択しても良い水準)を6点とします。また、a)～f)の平均とg)の比率を1:1として、合計点を算出します。h)については、別途評価を行い、合計点が同一の事業者が複数あった場合には、この評価が高い事業者を優先的に採択します。

- a) 事業内容の妥当性…本事業の目的、趣旨と合致しているか。再エネCO2削減価値を正確かつ安価に創出し簡便に取引するシステムの構築により、再エネの更なる普及拡大に貢献し、我が国の低炭素化につながる事業となっているか。
- b) 技術的意義…採用する技術・システムに実用性・先導性・発展性があり、なおかつ事業の実施に必要なかつ十分な技術・システムであるか。再エネCO2削減価値を正確かつ安価に識別・計量し、簡便に取引できるシステムとなっているか。
- c) 社会的意義…地球温暖化対策を推進する上で社会的・経済的・行政的な必要性が高いか。既存の法制度・システム・政策等と協調できることが見込まれるモデルであるか。
- d) 実施体制…事業実施体制が妥当であるか。事業実施に当たり必要な体制が実施体制内(または協力事業者・フィールド提供者等として体制外)に用意されているか。実施体制外で事業実施に必要な者との連携がどの程度確定しているか。実用化推進協議会への参加者は十分に見込まれるか。
- e) 実施計画・目標設定とその達成可能性…実施計画・目標設定(各年度及び事業終了時)は妥当かつ十分であり、達成が見込まれるか。「2. 本事業の対象、実施期間等」で示したタイムスケジュールに従い計画しているか。
- f) 事業化・普及の見込み…構築した取引システムの早期事業化とその普及が見込まれるか。事業化計画の原案は妥当であるか。
- g) 総合評価…a)～g)の観点に加え、i)等の観点も含めた総合評価。
- h) 経費の妥当性…事業の目標を達成するために十分であるか、また、過剰に計上していないか(妥当、やや経費過剰、非常に経費過剰の3段階)。(※なお、今回の審査委員会では平成30年度経費のみを審査し、平成31年度以降の経費については審査対象外とします。)

○採択事業の決定について

事業の採否及び委託額の決定は、審査委員会による審査を基に行います。採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。

5. 応募に当たっての留意事項

提案者は、本事業に応募した時点で、下記の留意事項全てに同意したものと見なします。

(1) 他助成事業への応募の禁止

環境省を含む他の助成事業等により実施中の事業(平成29年度末をもって終了するものを除き、平成30年度からの助成が決定しているものを含む。)と内容が類似しているものについては、本事業へ応募できません。

また、本事業への応募後、当該応募と内容が同じ事業等が、他の助成事業等に採択された場合は、直ちに対応する環境省の部局にご連絡ください。(問い合わせ先は「7. その他」参照)

なお、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の助成事業担当者(独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(2) 代表者の変更等の措置

代表者は、やむを得ない事由により事業の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得ていただきます。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択や採択の取消し、委託契約の解除、委託費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(4) 経費の適正な管理について

各事業者の責任において経費の管理が適正に行われるよう、各事業者等は経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。

(5) 事業内容の変更・中止等の措置

本事業は環境省の委託事業であり、環境省の求めに応じて事業を実施する必要があります。環境省から事業内容の変更等の要請があった場合は、特段の理由がない限りその要請に必ず応じることとします。

また、代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により課題の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、可能な限り速やかに事業内容の変更・中止等について環境省と協議するようにしてください。

(6) 繰越明許制度について

本事業では、年度ごとに当該年度分の経費の額を決定し、業務を実施していただきます。ただし、業務の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、業務が当該年度内に完了しない場合にも引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められ、財務当局の承認が得られた場合には、当該業務を翌年度へ繰越すことができます。

- ①試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難(類似例の少ない先進的な研究を行う事業のため、海外の先進事例調査等から日本にも適用可能な条件等の抽出が難航する場合や成果の評価・検証が難航し、研究方式の見直しや更なる技術的研究が必要になるなど、不測の日数を要する場合があるため。)
- ②計画に関する諸条件(事前調査のための関係機関との調整が難航するなど、計画の策定までに時間を要することがあり、事業全体が遅延する場合などが想定されるため。)
- ③設計に関する諸条件(他に類事例の少ない本事業では、設備の仕様や工法を再検討すること等、不測の事態が発生する場合があるため。)
- ④資材の入手難(他に類事例の少ない本事業では、特殊な機器の導入が必要な場合があり、当該機器の確保が困難な場合が想定されるため。)

(7) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしています。本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合や事業者に発表いただく場合、環境省を通じて採択事業者間での成果の共有等をしていただく場合がありますので、ご了承ください。環境省担当官の求めに応

じて、必要な情報等を提示する必要があります。

また、上記に限らず、本事業の実施内容については国内外を問わず積極的にその成果を公表するように努めてください。ただし、事前に環境省に必ず確認する必要があります。実施内容・成果の公表・活用・社会実装等(学会発表や論文投稿等を含む)に当たっては、環境省への事前の報告を厳守の上、環境省「ブロックチェーン技術を活用した再エネCO2削減価値創出モデル事業」によるものである旨を、広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示してください。環境省の委託事業であることから、他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会や取材の際にも、回答をする前に事前に環境省に必ず確認する必要があります。

(8) 事業概要資料・得られたデータ等の提出等について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や、事業完了直後の達成度に係る評価、また事業完了後の実用化に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、資料の提出等を適宜求めることとしています。

また、環境省担当官の求めに応じて事業の進捗を報告することとし、代表事業者は原則として少なくとも四半期に一度以上、本事業全体の進捗を環境省担当官に報告する必要があります。

さらに、国の委託業務として実施していることから、本事業において得られたデータについては、個人情報の適切な処理等を実施した上で、環境省等の行政機関への提出や一般への公開等を義務づけることがあります。

(9) 委託業務に計上できる経費について

事業の実施に必要な経費として計上できる経費の区分は、下記のとおりです。

人件費	人件費	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の人件費は、当該業務に直接従事する者(以下、「業務従事者」という。)の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与を計上する。 仕様書等において算出方法等が指定されている場合にはそれによることとし、指定がされていない場合には、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」に規定する計算方法により算出するものとする。
業務費	旅費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 経費の算出に当たっては、仕様書等において「国家公務員の旅費等に関する法律」に準ずること等の指定がされている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。 なお、出張が当該業務以外の業務と一連のものとなっており、当該業務以外の業務に係る経費が存在する場合は、当該業務に係る部分とその他の業務に係る部分に区分し、当該業務に係る経費のみを計上する。 受託者においては当該業務に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等を計上する。 経費の算出に当たっては、仕様書等において謝金単価等が指定されている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な物品であって、備品費に属さないもの(5万円未満の物品であるか、又は5万円以上であっても比較的長期(おおむね2年)の反覆使用に耐えない物品、比較的長期の反覆使用に耐えるが比較的破損しやすい物品及び2年を限度としてその用を足さなくなる物品をいう。)に係る経費を計上する。 なお、消耗品費として計上できる経費は当該業務にのみ使用したものであることが証明できるものとし、受託者において当該業務以外の業務にも使用する汎用文具等に係る経費については一般管理費に含むものとする。 また、既製品のソフトウェアについては消耗品費として計上することとするが、新たに開発するソフトウェアは雑役務費に計上する。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。 なお、計上する経費は業務委託期間中に使用した部数又は仕様書等により環境

	省に提出することを指定された部数のみとすること。
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。(電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等) なお、通信運搬費として計上する経費は当該業務に直接必要であることが証明することができるものとし、受託者において当該業務以外の業務でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。
借料及び損料	<ul style="list-style-type: none"> 業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該業務を実施するにあたり直接必要となる物品、不動産等の借料を計上する。 リース等により調達した物品は当該業務のみに使用することとし、リース料等については、当該業務の業務期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。 なお、受託者の事務所の家賃や共用部分等の当該業務のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととし、借料として計上することは認めない。
会議費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等を計上する。 なお、会場の選定及び飲料等の購入に当たっては、必要以上に高価又は華美であったり、広さや個数が過剰になつたりしないよう、出席者を確認し必要最小限度とすること。
雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費(当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等)を計上する。 業務の性質上、一般管理費を含む雑役務費は一般管理費の算定根拠から除くこと。
外注費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委託して行わせるために必要な経費を計上する。 なお、再委託に当たっては事前に再委任等承認申請書により環境省の承諾を得る必要がある。
一般管理費	事業の遂行に関連して間接的に必要とする経費 (直接経費(外注費及び共同研究費除く)に10分の1.5を乗じて得た金額以下)
共同研究費	委託先が委託業務の一部を第三者と共同で実施するための経費(一般管理費相当分を含む)
消費税	消費税及び地方消費税(8%)

※本事業では備品の購入は原則出来ません。

※原則、原状回復のための費用を計上すること。

※この他、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」(平成28年10月環境省大臣官房会計課)に準拠します。

基本方針URL → "<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/itaku-keihisansyutu281003.jtd>"

6. 応募書類及び手続

(1) 応募の手続及び受付期間について

下記資料に必要な事項を記入の上、全て「7. その他」の環境省のメールアドレスに送付してください。電子ファイルの拡張子が以下に指定するものに限り受理します。PDF等指定外の拡張子の場合は受け付けませんのでご注意ください。なお、提出は1ファイルで容量は10MB程度以下としてください。

- 【詳細資料】平成30年度ブロックチェーン技術を活用した再エネCO2削減価値創出モデル事業.doc
- 【概要資料】平成30年度ブロックチェーン技術を活用した再エネCO2削減価値創出モデル事業.ppt

【応募期間】平成30年1月30日(火)～平成30年2月20日(火)17時必着

○電子メール受領の確認

提出資料の受領を当方で確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を記載して返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせください(電話番号は「7. その他」参照)。

上記の全ての提出が整った時点で、応募を受け付けるものとします。いずれか一つでも提出が確認できない場合は、応募の完了とはみなしませんのでご注意ください。また、応募資料の作成に当たっては、必ず作成要領に従って作成するようお願いします。なお、受付期間以降に当方で受け取った書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

(2) 提出に当たっての留意事項

事業代表者が責任を持って当方への提出を行っていただくようお願いします。なお、提出いただいたファイル等は返還しません。

(3) その他必要な事項

特許権等の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとします。

7. その他

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。電子メールの件名(題名)は「平成30年度ブロックチェーン技術を活用した再エネCO2削減価値創出モデル事業に関する問い合わせ」としていただきますようお願いします。

<問い合わせ先>

〒100-8975

千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

TEL:03-3581-3351(内線:7726)

FAX:03-3580-1382

E-mail: chikyu-ondanka@env.go.jp

【受付期間】平成30年1月30日(火)～平成30年2月15日(木)17時必着

(いただいたご質問につきましては、順次メールにて回答しますのでお待ちください。)